

## 仕様書

## 1 件名

令和8年度練馬区立小学校外国語指導助手（A L T）派遣【第一地区】（単価契約）

## 2 目的

練馬区立小学校の外国語科および外国語活動授業等において外国語指導助手（Assistant Language Teacher）（以下「A L T」という。）を活用することにより、児童の英語を介したコミュニケーション能力の向上および国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 派遣先

練馬区立小学校【第一地区】34校

※別表「令和8年度外国語指導助手派遣先一覧【第一地区】」参照

## 5 就業日、就業時間等

## (1) 就業日

原則月曜から土曜（祝日を除く）で、派遣先が定める日。ただし、学校行事等の都合により日曜、祝日を就業日として指定することがある。

なお、派遣先ごとの就業日は特定の時期に偏ること無く、派遣期間中に均一に配置することを原則とする。

## (2) 就業時間

8時から17時までのうち派遣先の定める7時間（休憩時間を除く）とする。

## (3) 休憩時間

6時間を超える勤務につき、勤務時間中の連続する45分以上を休憩時間とする。休憩時間は料金の算定に含めない。なお、就業日のうち勤務時間が6時間に満たない日の休憩時間の付与については、派遣先と派遣元の協議により就業日ごとに定める。

## (4) 就業日の振替

(1) 派遣先の都合により就業日を変更したい場合、派遣先は当初就業する予定であった日の3日前（土・日曜、祝日を除く）までに派遣元に通知する。就業日の振替は、派遣先と派遣元の協議により決定する。

(2) 体調不良等の派遣者の都合により就業日および所定就業時間に就業できなかった場合には、各学校と派遣元の協議により、就業日および就業時間の振替を定める。

## 6 業務内容

## 【派遣元（受託者）】

(1) 英語を母語または公用語とする者またはそれと同等と練馬区教育委員会が認める者（「9 A L Tの要件」の要件を満たす者）によるA L Tの派遣

(2) (1)の業務を円滑に履行するために必要な以下の業務

ア 区教育委員会、派遣先、A L Tとの連絡調整

イ 学校訪問、A L Tの業務遂行状況の把握・評価

ウ A L Tに文部科学省発行の外国語活動教材等を所持させ、それらを使用した授業を実施するために必要な研修の実施

エ A L Tに係る派遣先からの要望や苦情等に対する必要な措置

オ A L Tの勤務管理および欠勤・遅刻等がある場合の区教育委員会および派遣先への事前報告と代替労働者の派遣

- カ ALTが本事業の目的を理解し、派遣先での規律および施設管理上の規則等を遵守し、指揮命令権者の指揮命令の下に従事するための適切な措置
- キ 令和8年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」を踏まえた、ALTの雇用に際する性犯罪歴の有無等の確認を含む適切な雇用管理措置
- ク ALTへの指導方法・教材作成等の助言および支援
- ケ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）により派遣元に義務付けられている諸手続き
- コ 学校ごとの就業日程に係る連絡調整

#### 【ALT】

- (1) 各校の指導計画に基づき学級担任が行う小学3～6年および特別支援学級の外国語科・外国語活動授業の指導補助および授業準備  
※指導補助には、児童との対話・会話を中心とする英語指導や模範読みおよび音声の指導、児童の英作文等の添削指導を含む  
※外国語活動授業は、文部科学省発行の外国語活動教材等を使用し、「聞く」「話す」活動を中心としたものである。
- (2) (1)以外の小学1～6年の国際理解、異文化理解のための授業や活動への参加・協力
- (3) 使用教材の開発・作成の補助
- (4) 朝の会、帰りの会、給食時間、掃除時間、休み時間、学校行事等の授業時間外における児童（小学1～6年）との英語による交流  
※これらの時間の中に45分の休憩時間は含まない。
- (5) 業務実施に係る学級担任等との事前打ち合わせ
- (6) 教員への英語指導等に係る助言・研修の実施

#### 7 派遣人員

- (1) 1校につき、原則1名のALTを派遣する。ただし、派遣先の授業数等に応じ、区と協議の上で、2名のALTを派遣することも可能とする。
- (2) 業務に支障のない範囲で、1名のALTを複数校に派遣することを妨げない。
- (3) 本件業務においては児童への指導の連續性、継続性を保持する必要があることから、派遣元は派遣期間を通じた同一人物の派遣に努めること。

#### 8 業務指揮権限

派遣先は、ALTに対して、従事すべき業務に関する必要な指揮命令を行う。

#### 9 ALTの要件

ALTは、次の全ての要件を備えた者とする。ただし、ALTの急な退職時の補充等のため、区教育委員会の了承を得た上で一時的に派遣する者を除く。

- (1) 以下に記載するいずれかの要件を満たす者であり、かつ小学校英語科の授業での指導実施に適切な発音等ができる者  
ア 英語を母語または公用語とする者  
イ CEFR（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参考枠）においてC1（熟練した言語使用者）以上の能力を有する者  
ウ 英語教育における学位（学士号、修士号、博士号等）を取得している者
- (2) 英語指導経験を有する者
- (3) 派遣元で実施する研修等を受けている者

- (4) 心身ともに健康であり、原則として、派遣期間を通して派遣できる者
- (5) 「6 業務内容」に掲げた業務を、適切かつ迅速に遂行できる能力を有する者

## 10 安全衛生

派遣元および派遣先は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）を遵守し、派遣労働者（A L T）の作業環境を保持することに努める。

## 11 派遣先責任者

区教育委員会は派遣先ごとに派遣先責任者を選任する。派遣先責任者は、A L T の派遣就業に関し、労働者派遣法第 41 条に定める事項を行う。

## 12 指揮命令者

各校の校長とする。ただし、副校長または学級担任が代わって指揮する場合がある。

## 13 派遣元責任者

役 職 名	氏名および電話

## 14 派遣労働者（A L T）からの苦情への対応

- (1) 苦情の申出は、派遣元においては苦情担当責任者が、派遣先においては指揮命令者が受けるものとする。
- (2) 苦情に対しては、派遣元および派遣先が連携して、誠意をもって適切かつ迅速に対応するものとする。

## 15 福利厚生施設

業務遂行上必要となる設備および機器（派遣先の職員用ロッカー、机、通信機器等）の利用を認める。その他利用可能な施設および機器については、派遣先と派遣元の協議により決定する。

## 16 支払方法

- (1) A L T の通勤・移動に要する交通費は、派遣金額に含むものとする。
- (2) 支払は、1か月単位とする。
- (3) 算定は、A L T 派遣 1 日当たりの単価に基づき、1 日単位で計算し、A L T ごとに 1 か月間合計する。
- (4) 派遣元は令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分まで、派遣実績を毎月末日で締め、派遣料金を計算し、区の定める手続きに従い翌月初日以降に書面をもって区に請求する。
- (5) 前項により区に請求する代金は、1 か月の総額に 100 分の 10（消費税分）を乗じて得た額を加算した額とする。なお、履行期間中に消費税の税率改定が施行された場合は、施行日以降の総額に変更後の税率を乗じて得た額を請求することとする。
- (6) 派遣料金算定の際に 1 円未満の端数が生じた時はこれを四捨五入し、派遣料金に消費税を乗じた際に 1 円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てるものとする。
- (7) 遅参、早退等において生じた不足時間は学校と調整のうえ、別日に振り替えることとする。
- (8) 区は、月ごとの検査の完了後、請求から 30 日以内に委託料を支払う。

## 17 休業の保障

区の責に帰すべき理由により A L T を業務に従事させることができない場合は、休業手当相当額（休業を命じた期間に契約単価を乗じ、消費税相当額を勘案した金額の 3 分の 2。1 円未満切捨て）を支払うものとする。

## 18 個人情報保護

別添「労働者派遣契約における情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。

## 19 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務提供終了後、区が当該派遣労働者を雇用する場合には、あらかじめ派遣元に通知する。またその場合には、区は派遣元に対して手数料を支払う。手数料の額については、区と派遣元が協議により決定する。

なお、区が派遣元に手数料を支払うのは、派遣元が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、または届出をして職業紹介を行うことができる場合において、区がその職業紹介により当該派遣労働者を雇用した時に限る。

## 20 派遣労働者を無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定しない。

## 21 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職無し。

## 22 労使協定方式の対象となる派遣労働者に限るか否かの別

労使協定対象労働者に限定する。

## 23 契約解除の場合の措置

(1) 区が派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって、本契約の解除を行おうとする場合は、派遣元と十分に協議した上で適切な処理を講ずるとともに、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとし、これができない場合には少なくとも契約解除予定日の30日前に派遣元に解除の理由を明示して、その旨を予告するものとする。

(2) 区が前項の予告を怠った場合、派遣元は、当該労働者の30日分の賃金相当額を区内請求することができるものとする。

(3) 区が派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって、本契約の解除を行おうとする場合に、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができない場合、契約解除通知を行ったか否かに関わらず、中途解除に起因する派遣労働者および派遣元に生じた損害の賠償を行うこととする。損害の算定は、派遣元が派遣労働者を休業させる場合は、休業手当相当額（契約が解除されなければ勤務していたであろう期間に契約単価を乗じ、消費税相当額を勘案した金額の3分の2。1円未満は切捨て）を基本とする。派遣元が派遣労働者をやむを得ず解雇する場合には、当該労働者の30日分の賃金相当額を損害算定の基本とする。

## 24 その他

(1) 派遣元およびALTが指揮命令権者の指揮の下で作成した教材の著作権（著作権法（明治32年法律第39号）第27条および第28条の権利を含む）は、区に帰属する。

また、この場合派遣元およびALTは区および教材の利用者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

(2) この仕様書に記載のない事項に関しては、別途、派遣先および派遣元の協議により定める。

(3) 練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月10日27練福障第2089号）を踏まえ、区と同等の合理的配慮の提供を行うものとすること。

25 担当

練馬区教育委員会事務局教育振興部教育指導課管理係 栗林

電話 03-5984-5746

令和8年度 外国語指導助手派遣先一覧 【第一地区】

NO.	学校名	所在地	電話番号
1	旭丘小学校	旭丘 2-21-1	3957-2151
2	小竹小学校	小竹町 2-6-7	3956-8391
3	豊玉小学校	豊玉中 4-2-20	3993-4286
4	豊玉第二小学校	豊玉上 2-16-1	3993-0421
5	豊玉東小学校	豊玉北 1-16-1	3993-4217
6	豊玉南小学校	豊玉南 2-14-1	3993-6425
7	中村小学校	中村 2-8-1	3990-4241
8	中村西小学校	中村北 4-17-1	3990-4237
9	早宮小学校	早宮 4-10-17	3993-5165
10	開進第一小学校	早宮 2-1-31	3932-3170
11	開進第二小学校	桜台 5-10-5	3993-2425
12	開進第三小学校	桜台 2-18-1	3993-4263
13	開進第四小学校	羽沢 2-33-1	3993-6153
14	仲町小学校	氷川台 2-18-24	3932-5360
15	南町小学校	練馬 2-7-5	3993-2438
16	北町小学校	北町 1-14-11	3932-3296
17	北町西小学校	北町 7-3-8	3932-7234
18	練馬小学校	春日町 6-11-36	3990-4244
19	練馬第二小学校	貫井 2-31-13	3990-4247
20	練馬第三小学校	貫井 1-36-15	3970-5641
21	練馬東小学校	春日町 1-30-11	3990-9142
22	田柄小学校	田柄 2-19-19	3939-0351
23	田柄第二小学校	田柄 1-5-27	3938-8826
24	向山小学校	向山 2-14-11	3999-9145
25	豊溪小学校	土支田 2-26-28	3925-2444
26	旭町小学校	旭町 2-29-1	3939-0362
27	高松小学校	高松 3-16-1	3999-3376
28	春日小学校	春日町 5-12-1	3926-7102
29	光が丘四季の香小学校	高松 5-24-1	3977-2711
30	光が丘春の風小学校	光が丘 7-2-1	3976-5861
31	光が丘夏の雲小学校	光が丘 3-6-1	5998-0501
32	光が丘秋の陽小学校	光が丘 2-1-1	3976-6331
33	光が丘第八小学校	光が丘 1-4-1	5997-4828
34	八坂小学校	土支田 4-48-1	3922-7625

※各校の派遣日数は、3～6年学級数および特別支援学級数に応じて決定するものとし、学級数確定後に別途派遣元へ通知する。

## 令和8年度ALT配置日数

## 小学校第一地区

配置日は令和8年4月時点の学級数により確定します。

区	配置先 (小学校34校)	配置日数
1	旭丘	74
2	小竹	105
3	豊玉	140
4	豊玉第二	113
5	豊玉東	105
6	豊玉南	140
7	中村	255
8	中村西	126
9	早宮	140
10	開進第一	154
11	開進第二	148
12	開進第三	175
13	開進第四	140
14	仲町	245
15	南町	105
16	北町	169
17	北町西	140
18	練馬	126
19	練馬第二	126
20	練馬第三	152
21	練馬東	158
22	田柄	140
23	田柄第二	140
24	向山	140
25	豊溪	140
26	旭町	105
27	高松	140
28	春日	105
29	光が丘四季の香	140
30	光が丘春の風	164
31	光が丘夏の雲	140
32	光が丘秋の陽	105
33	光が丘第八	84
34	八坂	105
	合計	4684